

栄養士養成施設 指定基準に係る自己点検表（学校：大学、短期大学）

令和4年度版

点検日： 年 月 日

養成施設名：

点検責任者：

（所属及び役職）

（氏名）

施行規則：栄養士法施行規則

事項	規定等	点検No.	点検項目	確認書類例	判定結果 適：1 否：0																																																												
教育内容に関する事項	<p>施行規則第9条第1号</p> <p>教育の内容は、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校をいう。以下同じ。)にあつては別表第1、それ以外の施設にあつては別表第2に定めるもの以上であること。</p> <p>別表第1（第9条第1号関係）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">教育内容</th> <th colspan="2">単位数</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>講義又は</th> <th>実験又は</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会生活と健康</td> <td>4</td> <td rowspan="3">}</td> <td rowspan="3">4</td> </tr> <tr> <td>人体の構造と機能</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>食品と衛生</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>栄養と健康</td> <td>8</td> <td rowspan="3">}</td> <td rowspan="3">10</td> </tr> <tr> <td>栄養の指導</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>給食の運営</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条第2項の規定の例による。 2 栄養と健康及び栄養の指導の実験又は実習は、それぞれ1単位以上行う。 3 給食の運営は、学内実習及び校外実習をそれぞれ1単位以上行う。</p> <p>別表第2（第9条第1号関係）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">教育内容</th> <th colspan="2">単位数</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>講義又は演習</th> <th>実験又は実習</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎分野</td> <td>人文科学</td> <td rowspan="5">}</td> <td rowspan="5">12</td> </tr> <tr> <td></td> <td>社会科学</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自然科学</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外国語</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保健体育</td> </tr> <tr> <td>専門分野</td> <td>社会生活と健康</td> <td>4</td> <td rowspan="3">}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人体の構造と機能</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食品と衛生</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>栄養と健康</td> <td>8</td> <td rowspan="3">}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>栄養の指導</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>給食の運営</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。 2 基礎分野の保健体育の履修方法は、講義及び実技によるものとする。 3 基礎分野の教育内容において定められた単位数は、専門分野の教育内容についての単位をもつて代えることができる。 4 栄養と健康及び栄養の指導の実験又は実習は、それぞれ1単位以上行う。 5 給食の運営は、学内実習及び校外実習をそれぞれ1単位以上行う。</p>	教育内容	単位数			講義又は	実験又は	社会生活と健康	4	}	4	人体の構造と機能	8	食品と衛生	6	栄養と健康	8	}	10	栄養の指導	6	給食の運営	4	教育内容	単位数			講義又は演習	実験又は実習	基礎分野	人文科学	}	12		社会科学		自然科学		外国語		保健体育	専門分野	社会生活と健康	4	}		人体の構造と機能	8		食品と衛生	6		栄養と健康	8	}		栄養の指導	6		給食の運営	4	(学校)			
			教育内容	単位数																																																													
		講義又は		実験又は																																																													
		社会生活と健康	4	}	4																																																												
		人体の構造と機能	8																																																														
		食品と衛生	6																																																														
		栄養と健康	8	}	10																																																												
		栄養の指導	6																																																														
		給食の運営	4																																																														
		教育内容	単位数																																																														
講義又は演習	実験又は実習																																																																
基礎分野	人文科学	}	12																																																														
	社会科学																																																																
	自然科学																																																																
	外国語																																																																
	保健体育																																																																
専門分野	社会生活と健康	4	}																																																														
	人体の構造と機能	8																																																															
	食品と衛生	6																																																															
	栄養と健康	8	}																																																														
	栄養の指導	6																																																															
	給食の運営	4																																																															
1	栄養士法施行規則の別表第1に定めるもの以上になっている	・学則 ・シラバス																																																															
2	栄養と健康及び栄養の指導の実験又は実習がそれぞれ1単位以上ある	・学則 ・シラバス																																																															
3	給食の運営は、学内実習及び校外実習がそれぞれ1単位以上になっている	・学則 ・シラバス																																																															
	(学校以外)																																																																
	栄養士法施行規則の別表第2に定めるもの以上になっている	・学則 ・シラバス																																																															
	基礎分野の保健体育の履修方法は、講義及び実技によるものとなっている	・学則 ・シラバス																																																															
	栄養と健康及び栄養の指導の実験又は実習は、それぞれ1単位以上ある	・学則 ・シラバス																																																															
	給食の運営は、学内実習及び校外実習がそれぞれ1単位以上ある	・学則 ・シラバス																																																															

事項	規定等	点検No.	点検項目	確認書類例	判定結果 適:1 否:0
教員に関する事項	施行規則第9条第3号 別表第1又は別表第2に掲げる教育内容を担当するのに適当な数の教員を有し、かつ、別表第1に掲げる教育内容を担当する専任の教員(助手を除く。以下次号及び第6号から第8号までにおいて同じ。)の数は、学校以外の施設にあつては9人以上であること。	4	栄養士法施行規則の別表第1又は別表第2に掲げる教育内容を担当するのに適当な数の教員を有し、かつ、別表第1に掲げる教育内容を担当する専任の教員(助手を除く)の数は、学校以外の施設にあつては9人以上である	・教員名簿	
	施行規則第9条第4号 社会生活と健康、人体の構造と機能又は食品と衛生のいずれかを担当する教員、栄養と健康を担当する教員、栄養の指導を担当する教員及び給食の運営を担当する教員については、それぞれ1人以上が専任であること。	5	社会生活と健康、人体の構造と機能又は食品と衛生のいずれかを担当する教員については、1人以上が専任である	・教員名簿	
		6	栄養と健康を担当する教員については、1人以上が専任である	・教員名簿	
		7	栄養の指導を担当する教員については、1人以上が専任である	・教員名簿	
		8	給食の運営を担当する教員については、1人以上が専任である	・教員名簿	
		※主たる専任教員の複数の教育内容の兼務は不可			
	施行規則第9条第5号 別表第1に掲げる教育内容を担当する専任の助手の数は、3人以上であり、そのうち2人以上は管理栄養士であること。	9	栄養士法施行規則の別表第1に掲げる教育内容を担当する専任の助手の数は、3人以上である	・履歴書 ・教育研究業績書 ・資格証写し(原本確認要) ・卒業証明書 ・単位履修証明書	
		10	栄養士法施行規則の別表第1に掲げる教育内容を担当する専任の助手のうち、2人以上は管理栄養士である		
	施行規則第9条第6号 別表第1に掲げる教育内容を担当する教員は、その担当する教育内容に関する科目を学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校(以下「大学等」という。)において修めた者であつて、当該大学等を卒業した後5年以上、その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの若しくはこれと同等以上の能力があると認められる者又は特殊な分野について教育上の能力があると認められる者であること。	11	栄養士法施行規則の別表第1に掲げる教育内容を担当する教員は、その担当する教育内容に関する科目を大学等において修めた者であつて、当該大学等を卒業した後5年以上、その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの若しくはこれと同等以上の能力があると認められる者又は特殊な分野について教育上の能力があると認められる者である		
	施行規則第9条第7号 人体の構造と機能を担当する教員のうち1人以上は、医師であること。	12	人体の構造と機能を担当する教員のうち1人以上は、医師である		
	施行規則第9条第8号 栄養の指導及び給食の運営を担当する専任の教員のうち、それぞれ1人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。	13	栄養の指導及び給食の運営を担当する専任の教員のうち、それぞれ1人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者である ※「管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者」とは、 (1)外国において取得された管理栄養士に相当する資格を有する者 (2)担当する教育内容に関連する専攻分野に係る修士又は博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、担当する教育内容に関する教育研究上の業績若しくは実地指導歴を有する者 ※主たる専任教員の複数の教育内容の兼務は不可		

事項	規定等	点検No.	点検項目	確認書類例	判定結果 適:1 否:0
施設設備に関する事項	施行規則第9条第10号 同時に授業を行う学生又は生徒の数は、おおむね40人であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合は、この限りでない。	14	同時に授業を行う学生又は生徒の数は、おおむね40人である	・シラバス ・平面図	
	施行規則第9条第11号 教育上必要な専用の講義室、研究室、実験室及び実習室並びに給食実習室(実習食堂を備えるものに限る。)を有すること。	15	教育上必要な専用の講義室、研究室、実験室及び実習室を有する	・平面図	
		16	給食実習室(実習食堂を備えるものに限る。)を有する	・平面図	
	施行規則第9条第12号 前号の施設の数は、学生又は生徒の数、教員の数及び教育課程に応じ、必要な数以上であること。	17	教育上必要な講義室、実験室及び実習室の数は、学生又は生徒の数、教員の数及び教育課程に応じ必要な数以上ある	・平面図	
	施行規則第9条第13号 更衣室、図書室、医務室及び運動場を有すること。	18	更衣室、図書室、医務室及び運動場を有する	・平面図	
	施行規則第9条第14号 施設の配置及び構造は、第12号に定めるもののほか、教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。	19	施設の配置及び構造は、教育上、保健衛生上及び管理上適切なものである	・平面図	
	施行規則第9条第15号 教育上必要な機械、器具、標本及び模型を有すること。	20	教育上必要な機械、器具、標本及び模型を有する	・現行備品一覧	
	施行規則第9条第16号 給食実習室(実習食堂を備えるものに限る。)には、別表第3に掲げる機械及び器具が教育上必要な数以上備えられていること。 別表第3 (第9条関係) 加熱調理機器 給食計画及び実務のためのコンピュータ 食器洗浄及び消毒用機器 食器戸棚 調理機器 調理台 調理用具 電気冷蔵庫 流し 配膳及び配食用機器	21	給食実習室(実習食堂を備えるものに限る)には、栄養士法施行規則の別表第3に掲げる機械及び器具が教育上必要な数以上備えられている	・現行備品一覧	
		22	加熱調理機器		
		23	給食計画及び実務のためのコンピュータ		
		24	食器洗浄及び消毒用機器		
		25	食器戸棚		
		26	調理機器		
		27	調理台		
28		調理用具			
29		電気冷蔵庫			
30		流し			
31		配膳及び配食用機器			

事項	規定等	点検No.	点検項目	確認書類例	判定結果 適:1 否:0
施設設備に関する事項	施行規則第9条第17号 別表第1に掲げる教育内容に関する2千冊以上の図書及び5種以上の学術雑誌が備えられていること。	32	栄養士法施行規則の別表第1に掲げる教育内容に関する2千冊以上の図書及び5種以上の学術雑誌が備えられている	・現行備品一覧	
	施行規則第9条第18号 当該指定に係る施設以外の適当な施設を給食の運営の実習施設として利用できること。	33	「給食の運営」について校外実習が1単位以上となっている ¹⁾	・学則 ・シラバス	
		34	校外実習は、前提となる授業を修了した後順次実施している ¹⁾	・学則 ・シラバス ・時間割	
		35	校外実習は、実習施設の状況を考慮した上、年間の教育計画にあらかじめ取り入れ、計画的に実施している ¹⁾		
		36	校外実習は、事業所等の特定給食施設で実施している ¹⁾	・実習関係書類 (受入承諾書を含む)	
		37	校外実習は、実習施設に管理栄養士又は栄養士が専従しているか、あらかじめ確認している ¹⁾		
		38	校外実習は、「給食の運営」の教育目標に則し、給食業務の概要について理解するとともに、給食計画を含め、給食の実務の実際について理解することに留意した実習内容となっている ¹⁾		・実習関係書類
39	担当教員は、あらかじめ、実習施設の管理責任者及び直接指導に当たる管理栄養士又は栄養士と実習内容等について十分協議の上、校外実習を実施させている ¹⁾				
す財 政 事 に 関 連	施行規則第9条第19号 経営の方法が適切かつ確実であること。	40	養成施設の運営が財政上、健全に行われている	・財産目録 ・出納管理簿	

[参考]

- 1) 管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について
(平成14年4月1日14文科高27健発第0401009号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長から各都道府県知事宛通知)

栄養士養成施設 内容変更承認、変更の届出

事項	規定等	点検No.	点検項目	確認書類例	判定結果 適:1 否:0
内容変更に関する事項	施行規則第12条 令第12条第1項の規定による指定養成施設(法第5条の3第4号の規定による指定を受けた学校であるものを除く。次条及び第14条において同じ。)の設置者であつて、令第12条第1項の規定による内容変更の承認を受けようとするものは、学生若しくは生徒の定員又は修業年限を変更しようとする場合は変更しようとする年度の前年度の9月30日までに、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数を変更しようとする場合又は教育内容ごとの単位数若しくは履修方法を変更しようとする場合は変更しようとする日の2月前までに、変更の内容を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	41	下記の事項について変更が生じた際、変更承認申請を行っている ①学生若しくは生徒の定員(前年度の9月30日まで) ②同時に授業を行う学生若しくは生徒の数(変更日の2か月前まで) ③修業年限(前年度の9月30日まで) ④教育内容ごとの単位数及び履修方法(変更日の2か月前まで)	・往復文書処理簿 (届出の写し) ・現学則	
変更の届出に関する事項	施行規則第13条 指定養成施設の設置者に係る令第14条の主務省令で定める事項は、第8条第1項第1号又は第2号に掲げる事項とする。	42	下記の事項について変更が生じた際、届出を行っている ①(養成施設の)名称及び所在地 ②設置者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)	・往復文書処理簿 (届出の写し) ・現学則	

点検結果

0 / 42

0